

人口統治と権利の不在

なぜ現代中国は「現代文明」の最低基準を通過できないのか

著者：バタフライマン（ButterflyMan）

ニューヨーク | 独立研究者

「未来の中国社会」プロジェクト

要旨（Abstract）

本稿は、1950年代以降の中華人民共和国における人口統治を、個別的・例外的な政策の連続としてではなく、一貫した制度的構造として捉えるものである。政府の政策文書、行政執行メカニズム、医療統治の実践、人口管理フレームワーク、そして検証可能な事例を分析することにより、本稿は次の点を明らかにする。すなわち、中国の人口統治は、歴史的段階を通じて一貫して人間を権利主体としてではなく、調整・配分・消費可能な人口ストックとして扱ってきたという事実である。

出生奨励、出生抑制、再び出生奨励という相互に正反対の政策段階を経ながらも、統治構造そのものは変化していない。国家は常に生殖に対する最終的決定権を保持し、個人は自己の身体に対する拒否権を持たず、政策転換に際しても制度的な責任追及、謝罪、補償は一切行われてこなかった。

本稿は、文明の最低基準として次の問い合わせ提示する。国家の目的と個人の身体が衝突したとき、最終的な決定権は誰にあるのか。この基準に照らすと、現代中国は、いかに高度な技術力、経済規模、行政能力を有しているとも、現代文明社会の基本的条件を満たしていないことが明らかになる。本稿は、この状況を「未完の近代化」としてではなく、近代的官僚制と技術によって強化された前文明的統治構造として位置づける。

キーワード： 人口統治、身体の自己決定権、中国研究、近代性、生殖政策、国家権力

一、序論

現代の国際的言説において、中国はしばしば強い緊張と矛盾を内包した社会として描かれる。一方では、経済成長、インフラ整備、技術応用、行政動員能力において著しい成果を上げてきた。他方で、政治的権利、個人の自由、国家権力を制度的に制約する仕組みは長期にわたり欠如している。高速鉄道網、デジタル決済、スマートシティ、データ駆動型ガバナンスは、中国が「非西洋型の近代性」に到達した証拠としてしばしば引用される。

人口政策の分野では、この語りはさらに顕著である。とりわけ一人っ子政策は、資源制約と発展圧力のもとで採用された極端だが理解可能な選択であり、その後修正された「歴史的例外」として説明されがちである。この説明は、中国が「まず発展し、後に修正する」という線形的近代化の軌道上にあるという前提を暗黙に含んでいる。

本稿は、この前提自体が誤っていると主張する。

中国の人口政策を一連の過激または偶発的な政策ミスとして捉えるのではなく、70年以上にわたって維持されてきた人口統治の制度的連続体として分析する必要がある。問題の核心は、個別政策の厳しさではなく、より根源的な問い合わせにある。すなわち、国家は個人の身体に対して不可侵の境界を認めているのか、という点である。

本稿は次の判断を提示する。

国家が人間の生殖行為に対する最終的支配権を保持している限り、その社会は現代文明社会とは言えない。

これは道徳的告発でも、イデオロギー的立場表明でもない。制度構造の分析から導かれる結論である。

人口統治が決定的な分析対象となるのは、それが国家と個人の関係を最も根本的なレベルで露呈させるからである。言論統制や労働管理とは異なり、生殖は一時的安全措置や開発上の必要性として正当化することができない。身体の完全性、医療におけるインフォームド・コンセント、家族生活、そして未来の個人の法的地位が直接的に関わるからである。

本稿が示すのは、中国の全歴史段階において、人間が一貫して人口単位として制度的に把握されてきたという事実である。人口は増減され、調整され、刺激され、再

編成される対象であり、個人は権利主体ではなく、政策執行の着地点に過ぎなかつた。

この結論は中国固有の問題にとどまらない。データ統治、アルゴリズム管理、国家能力が拡張し続ける現代において、中国は重要な警鐘を鳴らす事例である。技術的近代性は、文明的制約を伴わなければ、自由ではなく支配を制度化し得る。

二、近代性と文明の区別——最低基準

2.1 中国研究における「近代性」の概念的ずれ

学術研究や政策議論において、「近代性」はしばしば工業生産高、都市化率、技術普及度、行政合理性、経済成長といった数量的指標によって測定される。これらの基準に照らせば、中国は疑いなく近代的である。

しかし、ここで混同されているのは、技術的近代性と文明的近代性という本質的に異なる二つの概念である。

技術的近代性とは、国家が大規模に計画し、計算し、実行する能力を指す。文明的近代性とは、その能力の行使がどのような規範的制約を受けているか、特に個人の身体と尊厳が不可侵であると認められているかに関わる。

歴史は繰り返し示してきた。権利の境界を欠いた技術進歩は、支配をより精密かつ全面的にする。

中国研究において、権威主義的統治は認識されてきたが、その文明的意味はしばしば「発展段階」の問題として相対化してきた。人口統治は、この相対化を許さない。なぜなら、そこでは国家が身体の境界を認めているか否かが明確に問われるからである。

2.2 文明の最低検証基準

文化的偏見やイデオロギー論争を避けるため、本稿は極めて抑制的で、しかし譲ることのできない基準を採用する。

国家の目的と個人の身体が衝突したとき、最終的な拒否権は誰にあるのか。

この基準は選挙制度、言論の自由、司法独立を前提としない。ただ一つの文明的前提のみを要求する。

人間の身体は政策の道具であってはならない。

国家が人口、経済、政治目的のために、生殖決定に介入し、医療行為を強制し、そこから派生する基本的権利を剥奪できるならば、その国家はどれほど近代的であっても文明社会とは言えない。

2.3 なぜ生殖が決定的なのか

生殖は通常の政策領域ではない。それは身体の自己決定、医療倫理、家族関係、そして未来の個人の存在権を同時に含む。制度が生殖をどう扱うかは、「人間とは何か」という理解を直接的に示す。

文明的基準を満たす社会では、人口構造の変化が政策的配慮を促すことはあっても、身体の境界を越えることは許されない。国家は選択に影響を与えることはできても、選択を代替することはできない。

これに対し、生殖を行政命令、配分、道徳義務として扱う制度は、人間を国家目的達成の手段として扱っている。そのような制度は、外見がいかに近代的であっても、文明の内側にはない。

三、研究方法と資料

本稿は、個人の意識や態度ではなく、統治構造に焦点を当てた制度分析と文献分析を用いる。目的は被害事例を列挙することではなく、人口統治がどのように制度設計され、実行され、継続してきたかを明らかにすることである。

3.1 制度分析の枠組み

分析の中心は以下の点である。

- 国家人口目標はどのように設定されたか
- それはどのように行政指標へと分解されたか
- 執行チェーンはいかに地方政府、単位制度、医療機関へと浸透したか
- 個人は拒否権を有していたか
- 政策転換時に責任は問われたか

この枠組みにより、政策スローガンの変化と統治論理の連続性を区別できる。

3.2 資料

本稿は以下の公開資料に基づく。

- 国家人口・家族政策文書
- 行政管理および幹部評価制度
- 医療・公衆衛生統治規範
- 中国および国際メディアによる報道事例
- 中国研究、人口学、政治社会学、医療倫理の学術文献

3.3 分析の焦点

本稿が問うるのは、政策の「成否」ではない。問われるのは次である。

- 誰が決定権を持つのか
- 個人は権利主体として扱われているか
- 身体は不可侵の境界として認識されているか
- 制度は自らが生んだ被害に責任を負ったか

これらは文明的判断に直結する問い合わせである。

四、第一段階：生殖としての政治的貢献（1950年代～1970年代）

4.1 国家資本としての人口

中華人民共和国成立後の初期数十年間、人口増加は国家建設の中核資源とみなされた。革命イデオロギーと発展主義的思考のもと、政治指導部は大量の人口を農業生産、工業建設、国家動員の基盤と捉えた。

「人多力量大」は修辞ではなく統治前提であった。農業集団化、工業化運動、政治動員はいずれも、人口が集中・配分・動員可能であることを前提としていた。人口は蓄積可能な国家資本として理解され、独立した生命の集合とはみなされなかつた。

4.2 生殖の政治化

この論理のもとで、生殖は政治的意味を帯びる。多産家庭は称揚され、母性は国家と集団への貢献として再定義された。生殖行為は家庭内部の問題ではなく、公的言説と政治的評価の対象となった。

重要なのは、強制の有無ではない。国家が生殖を私的領域から政治領域へと移行させることに成功した点にある。生殖が政治的価値を帯びた瞬間、それは純粋な個人選択ではなくなる。

4.3 身体権利の制度的不在

この段階の最も重要な制度的特徴は、生殖奨励ではなく、身体権利概念の完全な欠如である。生殖選択権、身体の自己決定権、医療におけるインフォームド・コンセントという制度言語は存在しなかった。

この制度的空白こそが、後の直接的強制介入を論理的に「自然なもの」とした。身体が権利の境界として承認されていなければ、それは政策の着地点となる。

五、第二段階：生殖は「政策違反」となった（1980年代～2015年）

5.1 「国家資産」から「発展負担」へ——構造的転換

中国における出生奨励から出生抑制への転換は、しばしば劇的なイデオロギー転換として語られる。しかし制度的に見れば、この変化は統治哲学の転換ではなく、既存の統治枠組みの内部で国家目標を再調整したものにすぎない。人口は革命と建設の資本から、経済発展、資源配分、財政持続性の障害へと再定義された。

重要なのは、国家が人口を「良い」と見るか「悪い」と見るかではない。国家が生殖結果を決定する権限を放棄しなかったという事実である。真の文明的転換とは、生殖を不可侵の私的権利として確立し、国家がその裁定から完全に退くことを意味する。しかし中国はそうしなかった。国家は従来の支配権を維持したまま、政策シグナルを反転させただけである。

この段階において、生殖は政治的貢献ではなく、政策違反行為として位置づけられた。

この転換を支えた論理は、明確にテクノクラティックであった。人口増加は、計画、モデル化、行政統制によって「最適化」されるべき変数として再分類された。出生率は個人選択の表現ではなく、マクロ経済計算の入力値となった。このモデルにおいて、個人の身体は、総体目標を達成するための調整装置として扱われた。

この統治論理は一時的な非常措置ではなく、長期的制度構造として固定化され、30年以上にわたり機能し続けた。

5.2 割当、指標、そして行政的分解

第二段階の人口統治の中核は、割当制度（クオータ制）であった。国家レベルで設定された抽象的な人口目標は、数値化され、行政階層を通じて省、市、県、単位、最終的には各家庭へと分解された。これにより、生殖は測定可能・報告可能・処罰可能な行政結果へと変換された。

地方幹部の評価や昇進は、出生目標の達成度と直接的に結びつけられた。生殖統制は幹部考課制度に組み込まれ、人口統治は官僚的インセンティブ構造の一部となつた。この構造の下では、厳格な執行は「行き過ぎ」ではなく、制度合理性に基づく当然の帰結であった。

この割当制度は、事実上の統治アルゴリズムとして機能した。中央は抽象的な数値目標を設定し、地方は「どのように達成するか」を委ねられた。身体の自己決定権や拒否権を保護する法的枠組みが存在しなかつたため、執行方法は権利によって制約されず、政治的リスクによってのみ制約された。監督が弱い領域では、強制は自然に発生した。

重要なのは、このシステムが「暴力を用いよ」という明示的指令を必要としなかつた点である。目標があり、拒否メカニズムが存在しない——それだけで十分であつた。その結果、暴力は政策選択ではなく、予測可能な制度的帰結となつた。

5.3 医療機関の統治装置化

第二段階で最も決定的な変化の一つは、医療機関が人口政策の執行装置として統合されたことである。病院、診療所、医療従事者は、ケア提供者から行政命令の実行端へと再定義された。医療行為は統治ツールへと転化した。

強制中絶や非自発的な不妊手術は、制度外の逸脱や一部の暴走ではない。行政割当と医療権威が構造的に接合された結果、制度的に可能となった行為である。妊娠そのものが潜在的な政策違反と定義されたとき、医療介入は最も直接的で効率的な執行手段となった。

この接合は、医学倫理の基礎を根底から反転させた。インフォームド・コンセント、患者の自律、不加害原則は、人口指標の前に体系的に後景化された。医療従事者は二重の役割を負わされた。名目上のケア提供者であり、実質上の政策執行者である。

この変化の意味は極めて重大である。警察や司法による権利侵害も深刻であるが、医療そのものが執行インターフェースとなるとき、身体の自己決定は制度的に消去される。身体は保護の対象ではなく、遵守を強いられる対象となる。

5.4 妊娠という「報告対象」

第二段階の統治下では、妊娠は私的な生物学的状態ではなく、報告・監視される行政事象となった。特に出産年齢の女性を対象に、職場報告、社区（コミュニティ）委員会、基層幹部による多層的な監視ネットワークが構築され、無許可妊娠を早期に発見することが目的とされた。

この監視インフラは、私生活と国家権力の境界をさらに侵食した。生殖は事後に処罰されるだけでなく、事前に阻止される対象となった。統治論理は処罰から予防へと移行した。違反出生は「事実化」する前に消去されるべきものとされたのである。

妊娠を監視対象とすることは、制度侵入の深度を示している。国家は出生結果の管理に満足せず、生物学的プロセスそのものの制御を志向した。これは法の範囲を超えて、生命過程を調整する統治形態である。

5.5 経済制裁と「出生への価格付け」

医療的強制に加え、第二段階では経済制裁が広範に用いられた。「社会扶養費」は超過出産世帯への罰金として課され、事実上、「政策違反の出生」に価格を付ける制度であった。これらの金額は平均的世帯収入を大きく上回ることが多く、是正ではなく懲罰として機能した。

この制度の論理は明確に道具主義的である。出生は社会に外部不経済をもたらす行為とされ、違反者は国家に「補償」すべき存在と位置づけられた。結果として、政策外で生まれた子どもは、権利主体ではなく、違反コストの具現化として扱われた。

経済制裁は生殖の商品化をさらに推し進めた。生殖は家庭的・個人的出来事ではなく、国家管理下の取引へと変換された。支払い不能は、財産没収や公共サービスの剥奪といった追加的結果を招いた。

5.6 戸籍制度と「法的に存在しない」子ども

第二段階で最も構造的かつ長期的な影響をもたらしたのが、政策外出生児の扱いである。多くの子どもが戸籍登録を拒否され、事実上、法制度の外部に置かれた。戸籍がなければ、教育、医療、雇用、移動へのアクセスは著しく制限される。

この実践は、政策違反を世代間処罰へと変換した。子どもは、自ら選択できない生殖判断の結果として、制度的な不利益を負わされた。文明的観点から見れば、これは人間の基本的存在権の否定である。

戸籍は下流の執行ツールとして機能し、違反コストを増幅することで長期的な順応を確保した。同時に、人間を「管理可能な在庫」とみなす制度観を強化した。人は登録単位としてのみ制度内に存在した。

5.7 事例の露出：例外ではなく構造

中国の人口政策に対する国際的注目は、冯建梅（ファン・ジエンメイ）の2012年の強制中絶など、少数の高名な事例に集中しがちである。これらは地方政府の「過激行為」や個人の残虐性として描かれることが多い。

この書き方は誤解を招く。

冯建梅の事例は制度の破綻ではなく、監督が弱い状況における制度の通常運転の極端な可視化であった。可視的な暴力に注目が集まる一方で、日常的に機能していた、より静かな制度的強制は見過ごされた。

これらを「例外」として扱うことは、核心的問題——生殖結果が国家目標であり、身体が執行インターフェースであり、権利に基づく拒否が存在しない統治体系——から目を逸らすことに等しい。

5.8 問責の不在

独生子女政策の社会的コストが明白になると——高齢化、労働力不足、性別不均衡——国家は政策転換を行った。しかし、その転換には、被害の公式認定、制度的謝罪、補償枠組みが一切伴わなかった。

この問責の不在は副次的問題ではない。制度の性格を理解する上で中核的である。権利に基づく秩序では、政策による体系的被害は検証・是正・賠償を引き起こす。中国の人口統治では、政策は変わったが、責任は現れなかつた。

これは明確なメッセージを発している。生殖政策は権利の問題ではなく、便宜の問題であったということである。目的が変われば制度は前進する。影響を受けた身体は置き去りにされる。

5.9 政策変更の下にある構造的連続性

第二段階が示す最も重要な点は、個別政策の苛烈さではなく、統治論理の連続性である。生殖を奨励するか抑制するかにかかわらず、国家は最終裁定権を保持し続けた。

この連続性は、独生子女政策を「歴史的例外」とする解釈を否定する。それは権利を尊重する体制からの逸脱ではなく、身体の自己決定を決して承認しなかつた制度の必然的表現であった。

この構造は、統制を放棄しないまま人口減少を反転させようとする第三段階への深い伏線となつた。

六、第三段階：自由なき「再奨励」（2016年～現在）

6.1 政策は反転したが、統制からは退出していない

2016年、中国政府は独生子女政策の終了を正式に宣言し、「全面二人っ子政策」へ移行した。さらに2021年には「三人っ子政策」が導入された。これらの変更は、国内外において政策修正や柔軟化の証拠として広く解釈された。しかし、政策スローガンではなく統治構造に着目すると、明確な事実が浮かび上がる。
変わったのは政策の方向であり、統治構造そのものではない。

終わったのは国家による生殖統制ではなく、その一つの形態にすぎない。国家は依然として「許容される生殖結果」を定義する権限を保持している。文明的観点から見れば、この差異は決定的である。権利に基づく社会は、生殖を「制限」と「奨励」の間で揺れ動かすことはない。生殖結果に対する裁判権から完全に退出するのである。

したがって第三段階は、生殖の自由を意味するものではなく、人口統治の再ブランド化にすぎない。

6.2 強制から「ソフトな強制」へ

第二段階が露骨な強制に大きく依存していたのに対し、第三段階では一連のソフトな強制メカニズムが用いられている。具体的には、財政補助、税制優遇、住宅政策上の配慮、産休・育休の延長、そして生殖を「社会的責任」として位置づける公共メッセージである。

これらの施策は一見すると穩健に見えるが、重要なのはその方向性である。拒否が依然として現実的な不利益を伴う制度において、インセンティブは中立ではない。明示的な罰が存在しないことは、真の選択の自由を意味しない。

多くの地域、特に国有企業や公共機関では、雇用主が暗黙のうちに出生期待に「適合する」労働者を優遇する傾向がみられる。出産可能年齢の女性は、採用や昇進においてより強い監視を感じており、生殖行動と職業評価が再び結び付けられていることが示されている。

暴力から説得への移行は、根本問題を解決しない。それは統制を内面化し、執行を国家の手から個人の良心と自己規律へと移行させただけである。

6.3 道徳化と責任の再帰属

第三段階を特徴づける要素の一つは、生殖問題の道徳化である。公式言説は、低出生率を構造的問題ではなく、個人の意識や態度の問題として描く傾向を強めている。国民は「民族の復興」のために子どもを産む責任を果たすよう促される。

この語りは重要な統治機能を果たす。すなわち、構造的制約を個人的罪責へと転換するのである。高い住宅価格、不安定な雇用、保育インフラの不足、ジェンダー化された労働分業といった要因は言及されるものの、国家の責任として扱われない。人口減少は、個人の努力や覚悟の不足として再定義される。

道徳化は強制の代替装置として機能する。国家目標が倫理的義務として内面化されると、露骨な執行は不要となる。このメカニズムは、長年にわたり集団的義務が個人の権利に優先されてきた社会において、特に有効である。

6.4 行政インターフェースは存続している

「規制緩和」が強調される一方で、国家と生殖を結ぶ行政インターフェースは消滅していない。出生登録、医療制度、雇用記録、戸籍・居住管理は、依然として監督の接点として機能している。違いは、これらが現在は抑制ではなく奨励に用いられている点にあるが、監視能力は放棄されていない。

第一・第二段階で構築された統治インフラは解体されることなく、再利用されている。

この持続性が示すのは、生殖が依然として統治の対象領域であり、私的権利として確立されていないという事実である。データ収集、行政記録、政策シグナルは完全に機能し続けている。

6.5 医療の拡張と自主性の欠如

第三段階では、出産に関する公的医療保障が大幅に拡充された。分娩費用の自己負担軽減、生育保険の拡大などがその例である。これらは経済的障壁を下げるが、身体の自己決定権を確立するものではない。

同意を中心とした統治枠組みが欠如したままでは、医療拡張は不完全である。医療制度は依然として人口目標を優先する政策文脈の中で運営され、生殖健康は個人の権利ではなく公共投資として語られる。

この違いは決定的である。普遍的医療は、身体主権が法的に保障されない限り、強制的統治と共に存し得る。アクセスは自由を意味しない。

6.6 ジェンダー化された影響と伝統的役割の再強化

第三段階の人口政策の負担は、不均衡に女性に集中している。出生奨励の言説は、母性を女性の主要な社会的機能として強調し、伝統的ジェンダー役割を再生産する。これにより、雇用主は出産コストを見越し、女性差別を強める傾向にある。

これは偶発的結果ではない。生殖が政策手段として扱われるとき、女性は主要な執行インターフェースとなる。彼女たちの身体、キャリア、人生設計は、人口目標に合わせて再調整される。

その結果、技術的に高度に発展した社会が、現代的行政手段を用いて前近代的ジェンダー序列を再構築するという逆説が生じる。

七、内面化された統制と可視的暴力の終焉

7.1 外的執行から心理的統治へ

第二段階から第三段階への最大の変化は、執行が外部の強制から内部の心理的統治へと移行した点にある。国家はもはや主として暴力に頼らず、規範、期待、道徳的圧力を通じて個人の自己規律を促す。

これは現代統治に共通する傾向であり、統制は可視的抑圧ではなく自己管理によって維持される。個人は罰を受ける前に、自ら行動を修正する。

暴力が見えないことは、自由の存在を意味しない。
むしろ、内面化された統制の方が安定的で、異議申し立てが困難である。

7.2 正常化におけるプロパガンダの役割

国家メディアは、生殖期待を「常態」として定着させるうえで中心的役割を果たす。多子家庭の称揚、非出産のステイグマ化、生殖と愛国心・責任を結び付ける物語が体系的に流布される。

重要なのは、これらが命令としてではなく、「常識」として提示される点である。この修辞的転換こそが効果的統治の核心である。政策目標が自然に見えるとき、抵抗は社会的に不可視となる。

7.3 沈黙は統制の証拠である

第三段階において、抗議の欠如はしばしば社会的受容の証拠と解釈される。しかし、この理解は長期的統治の累積効果を見落としている。数十年の介入を経て、生殖はもはや権利として防衛される領域ではなくなった。

沈黙は同意ではない。
沈黙は正常化である。

八、アルゴリズム的統治としての人口

8.1 生命のデータ化

現代中国の人口統治は、データ統合への依存を強めている。出生率、移動、雇用、医療利用などが集約され、傾向予測と政策設計に用いられる。

データ化は国家の先取り的介入能力を高めるが、権利の境界が欠如している場合、それは侵入の縮小ではなく深化をもたらす。

8.2 同意なき「最適化」

アルゴリズム的統治は、人口を最適化対象のシステムとして扱う。変数は調整され、インセンティブは校正され、結果はモデル化される。この枠組みでは、法的に求められない限り、個人の同意は不可欠ではない。

子どもを持たない選択は、権利の行使ではなく「逸脱」として理解される。

8.3 予測的統制の文明的含意

予測型人口統治は質的転換を示す。統制は事後的対応ではなく、事前配置となる。過去の強制実践と結びつくとき、その文明的リスクは極めて高い。

問題は技術が善用されるか否かではなく、権利によって境界づけられているかである。境界なき技術は、前文明的統制を增幅させる。

九、比較視角：文明秩序の分水嶺

9.1 微調整ではなく、退出

文明社会は生殖統制を「最適化」しない。退出するのである。人口問題は公共政策を促すが、それらは自発的かつ権利尊重的手段によってのみ実施される。

決定的な違いは、越えてはならない一線の存在である。

身体は統治されない。

9.2 文明指標としての説明責任

文明秩序のもう一つの指標は、説明責任である。政策が害をもたらした場合、制度は責任を認め、補償し、改革する。

中国の人口統治では、政策転換はあっても説明責任は存在しない。これは権利承認ではなく、道具主義が中核にあることを示す。

9.3 記憶・謝罪・制度学習

公式な謝罪も、体系的清算も欠如している限り、制度は学習できない。承認なきところに、再発防止はない。

文明には記憶が必要である。

十、「中国的現代性」ではない理由

10.1 カテゴリーの誤り

中国の人口統治を「別様の現代性」と呼ぶことは、能力と正当性を混同する。行政効率は文明的地位を自動的に与えない。

権利なき現代的道具は、人間のジャングル法則を技術で覆うにすぎない。

10.2 前近代よりも悪い統制

前近代社会には、全面的監視や深度介入の能力がなかった。現代中国はそれらを備え、しかも身体主権を認めないまま用いている。

この意味で、それは前近代ではなく、現代的手段を用いた前文明的統治である。

十一、中国研究とグローバル統治への示唆

11.1 分析視角の再構築

中国研究は、政策イベント主義を超えて、統治の構造的連續性を評価しなければならない。人口政策は個別事例ではなく、診断装置である。

11.2 中国を超える警告

この問題は中国に限られない。権利の制約なき人口統治を用いるあらゆる社会が、同様のリスクに直面する。

これは文化の問題ではなく、制度設計の問題である。

十二、結論：人は家畜ではない

権利なき人口統治は、人を管理可能な在庫へと還元する。生命は指標となり、生殖は順応となり、政策は身体に書き込まれる。

現代文明は、この論理の終焉から始まる。

身体の自己決定が不可侵として認められ、国家が「誰が、いつ生まれるべきか」を決める権限を放棄するまで、いかなる技術的進歩も文明的正当性を与えない。

これは中国の人々や文化、可能性への否定ではない。

一つの統治構造に対する評価である。

文明は成長や統制では測られない。

克制によって測られる。